

# 大分県報

令和六年  
号外(二〇)  
三月二十九日

(金曜日)

## 目次

規 則	
大分県国有財産規則の一部改正	一
大分県債権管理規則の一部改正	七
大分県予算規則の一部改正	八
大分県税条例施行規則等の一部改正	一一
介護保険法施行細則の一部改正	一一
児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正	二三
児童福祉法施行細則の一部改正	二三
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正	三二

## ○規 則

大分県国有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十八号

大分県国有財産規則の一部を改正する規則

大分県国有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「取得」の下に「（借受けを含む。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項中「を記載して」を「の記載（大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第二十条第一項に規定する財務総合システムへの記録を含む。以下同じ。）をして」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（用途の変更）

第七条の二 部局長は、行政財産の用途の変更（普通財産を行政財産に変更することを含む。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載して、知事の決裁を受けなければならない。ただし、県有財産の種類により記載事項の一部を省略することができる。

- 用途を変更する理由
- 用途変更後の措置
- 所在、種目、構造及び面積
- 用途を変更する財産の沿革
- その他の必要な事項

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、県有財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

- 位置図、平面図その他関係図面
- その他の必要な資料

第八条の見出し中「による引継ぎ」を削り、同条第一項中「行政財産の用途を廃止して普通財産に編入した」を「第一項の規定により行政財産の用途を廃止した」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

部局長は、行政財産の用途を廃止して普通財産に編入しようとするときは、次に掲げる事項を記載して知事の決裁を受けなければならない。ただし、県有財産の種類により記載事項の一部を省略することができる。

- 用途を廃止する理由
  - 用途廃止後の措置
  - 所在、種目、構造及び面積
  - 用途を廃止する財産の沿革
  - その他の必要な事項
- 2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、県有財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

- 位置図、平面図その他関係図面
- その他の必要な資料

第九条中「の各号」を削り、同条第三号中「用途を変更し、又は廃止しよう」とを「用途の変更又は廃止をしよう」とに改める。

第十一条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「記載事項

等」を「記載事項」に改め、同条中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

- 一 契約書案
- 二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
- 三 登記事項証明書又は登録簿等の謄本
- 四 その他必要な資料

第十一條の次に次の一條を加える。

（財産の借受け）

第十一條の二 部局長は、県以外の者が所有している財産（以下「民有地等」という。）で、別表第一に掲げるものを借り受ける必要があるときは、次に掲げる事項を記載して知事の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類又は借受方法により記載事項の一部を省略することができる。

- 一 借り受けようとする理由及び用途
- 二 借り受けようとする財産の所在、地番、種目又は構造及び数量
- 三 借受料予定額及びその算出根拠
- 四 借受料の支払方法及び時期
- 五 予算額及び経費の支出科目
- 六 借受予定期間
- 七 相手方の住所及び氏名
- 八 その他必要な事項

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

- 一 契約書案
  - 二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
  - 三 登記事項証明書又は登記簿等の謄本
  - 四 その他必要な資料
- 第十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

- 一 寄附しようとする者が公共団体又はその他の法人である場合は、当該議決機関の議決書又はこれに代わる書類の写し
- 二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
- 三 登記事項証明書又は登録簿等の謄本
- 四 その他必要な資料

第十三條中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「ただし」を「ただし、」に、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条中第四号を削り、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。
  - 一 敷地が県有地でない場合には、所有者の住所、氏名及び土地使用についての承諾書
  - 二 契約書案
  - 三 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
  - 四 その他必要な資料
- 第十四條中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 その他必要な事項

第十四條に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、権利の性質により添付資料の一部を省略することができる。

- 一 権利設定の契約書案
  - 二 その他必要な資料
- 第十六條中「取得したときは、すみやかに」を「取得したとき、又は当該財産に変動が生じたときは、速やかに」に改める。
- 第二十三條の二の見出し中「又は移築」を「移築又は大規模修繕」に改め、同条第一項中「又は移築しよう」とを「移築し、又は大規模に修繕しよう」とに改め、同条を第二十三條の三とし、同条の次に次の一條を加える。
- （分筆又は合筆）

第二十三條の四 部局長は、土地の分筆又は合筆をしようとするときは、次に掲げる事項を

記載して知事の決裁を受けなければならない。

一 分筆（合筆）をしようとする理由

二 所在

三 地目及び面積

四 その他必要な事項

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。

一 字図写し、位置図

二 登記事項証明書又は登記簿等の謄本

三 その他必要な資料

第二十三条の次に次の一条を加える。

（民有地等の借受台帳の整備）

**第二十三条の二** 部局長は、第十一条の二第一項の規定により借り受けた民有地等の現況を明らかにしておくため、民有地等借受台帳（第四号様式の二）を作成し、必要な事項をその都度記載しなければならない。

第二十四条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に改め、「種類」の下に「又は貸付方法」を加え、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、同条第十一号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第八号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、県有財産の種類又は貸付方法により添付資料の一部を省略することができる。

一 貸付契約書案

二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

三 相手方が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。第三十四条第二項において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十四条第二項において同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを示す書面

四 その他必要な資料

第二十八条中「の各号」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 契約保証金に関すること。

第三十四条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、県有財産の種類又は使用許可の条件により記載事項の一部を省略することができる。

第三十四条中第七号及び第八号を削り、同条第九号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、県有財産の種類又は使用許可の条件により添付資料の一部を省略することができる。

一 行政財産使用許可書案

二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

三 相手方が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを示す書面

四 その他必要な資料

第三十五条の二に次の一号を加える。

三 行政財産の使用許可に係る使用料のうち当該財産になつた日から十五日以内にその使用を開始するものに係るもの（前号に掲げるものを除く。） 許可をした日から十五日以内

第四十一条を次のように改める。

**第四十一条 削除**

第四十三条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条中第九号及び第十号を削り、同条第十一号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第九号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、普通財産の種類又は処分方法により添付資料の一部を省略することができる。

一 契約書案

二 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

三 その他必要な資料

第四十四条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、普通財産の種類又は取壊し方法により記載事項の一部を省略することができる。

第四十四条中第六号を削り、同条第七号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、普通財産の種

類により添付資料の一部を省略することができる。

一 位置図、平面図その他関係図面

二 その他必要な資料

第四十五条中「の各号」を削り、「記載し、又は添付して」を「記載して」に、「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条中第七号から第九号までを削り、同条第十号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、普通財産の種類により添付資料の一部を省略することができる。

一 契約書案

二 取得しようとする財産の登記事項証明書又は登録簿等の謄本

三 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

四 その他必要な資料

第四十六条中「記載し、又は添付して」を「記載して」に改め、同条中第七号から第十一号までを削り、同条第十二号中「参考となる」を「必要な」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、信託の性質により添付資料の一部を省略することができる。

一 信託の収支見積り

二 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額を示す書面

三 信託の事業計画及び資金計画を示す書面

四 契約書案

五 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

六 その他必要な資料

別表第一中「（第二十二條關係）」を「（第十一条の二、第二十二條關係）」に改め、同表の土地の項中

「官有地

」

を削り、同表の工作物の項中「各一式」を「装置各一式」に

改める。

別表第二の各種類に共通の項中

寄附受納	寄附受納	民法上の取消原因が発生し、売却（譲与）の取消しをしたとき。
売却の取消し及び解除	譲与	民法上の解除原因（民法第五四一条、第五四三条）が発生したとき。契約において特約をしたことにより売却（譲与）の解除をしたとき。
譲与の取消し及び解除	譲与	

を

寄附受納	譲与	民法上の取消原因若しくは解除原因が発生し、売却の取消し若しくは解除をしたとき又は契約において特約をしたことにより売却の解除をしたとき。
売却の取消し及び解除		民法上の取消原因若しくは解除原因が発生し、譲与の取消し若しくは解除をしたとき又は契約において特約をしたことにより譲与の解除をしたとき。
譲与の取消し及び解除		

に、

（何々か）所 属換え	（何々へ）所 属換え	同一部分の課の間で所管を移すとき。
---------------	---------------	-------------------

を

（何々か）所 属換え	（何々へ）所 属換え	同一部分の課の間で所管を移すとき。
県有財産に 変更	県有財産から 変更	県有財産とその他の財産の間で財産を移すとき。

に、

(何々か) 移管	(何々へ) 移管	企業管理者との間で所管を移すとき。
----------	----------	-------------------

区分変更	区分変更	決算区分を変更したとき。
------	------	--------------

区分変更	区分変更	決算区分を変更したとき。
価格改定	価格改定	第二十一条の規定により台帳価格を改定したとき。

信託取消・信託解除・信託終了	信託	
----------------	----	--

信託取消・信託解除・信託終了	信託	信託したことに伴い、所有権を信託の受託者に移転したとき。 信託取消等に伴い、所有権が県に移転したとき。
----------------	----	--

造成		造成により数量が増加したとき。
----	--	-----------------

造成	合筆	造成により数量が増加したとき。
合筆	合筆	合筆により数量が増減が生じたとき。
分筆	分筆	分筆により数量が増減が生じたとき。

を

を

に改め、同表の土地の項中

を

に、

を

に改め、同表の建物の項中

	撤去	撤去材を廃棄するとき。
--	----	-------------

大規模修繕	撤去	撤去材を廃棄するとき。
模様替	撤去	長寿命化等、財産価値の向上に資する工事を行ったとき。
模様替	撤去	建物等の主要構造を変更することなく、改良(造)をしたとき。

	撤去	
--	----	--

大規模修繕	撤去	
-------	----	--

登録		
----	--	--

登録		
開発		ソフトウェアを構築したとき。
取得		ソフトウェアを取得したとき。
改修		ソフトウェアを改修したとき。
廃止		ソフトウェアを廃止したとき。

を

に改め、同表の工作物の項中

を

に改め、同表の無体財産権等の

を

に改める。

第四号様式の次に次の二様式を加える。

令和六年三月二十九日

第4号様式の2（第23条の2関係）

民有地等借受台帳

主管課名		所属名	
------	--	-----	--

借受番号 所有者住所 所有者氏名	種目土地 種目建物	土地数量 (㎡) 建物数量 (㎡)	当初借受 契約	年月日 期間	現借受 契約	年月日 期間	火災保険金 の負担区分	使用目的	支払年月日	備 考
									借受料 (円)	
				~		~				
				~		~				
				~		~				
				~		~				

大分県報号外（規則）



第十六号様式を次のように改める。

第十六号様式 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の大分県国有財産規則別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に変動がある財産について適用し、同日前に変動した財産の管理については、なお従前の例による。

大分県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十九号

大分県債権管理規則の一部を改正する規則

大分県債権管理規則（昭和四十年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。  
第三号様式を次のように改める。

第3号様式（その1）

督促状

年 月 日

殿

大分県知事

印

年度区分	年度
債権の名称	
納入期限	年 月 日
債権金額	円

上記について、納入期限までに完納されていませんので、指定期限までに納入してください。

指定期限 年 月 日

\*納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、債権金額につき以下の割合で計算した延滞金を別途納入してください。

納入期限の翌日から督促状の指定納期限までの期間	年7.3%
指定期限の翌日から納入の日までの期間	年14.6%

(1) この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として(訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 地方自治法第231条の3第1項の規定により督促する場合に使用すること。

第3号様式（その2）

督促状

年月日

殿

大分県知事

印

年度区分	年度	期間
債権の名称	年月日	
納入期限	年月日	
債権金額	元 円	利息 円 合計 円

上記について、納入期限までに完納されていませんので、指定期限までに納入してください。

指定期限 年月日

\*納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、債権金額につき 年 % の割合で計算した損害賠償金を別途納入してください。

備考 地方自治法施行令第17条の規定により督促する場合に使用すること。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十号

大分県予算規則の一部を改正する規則

大分県予算規則（昭和三十九年大分県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「書類」を「文書」に、「原則として毎年十一月三十日」を「別に定める期日」に改め、同条第二項中「書類」を「文書」に改める。

第六条第一項中「書類」を「文書」に改める。

第八条中「第五条第一項中「十一月三十日」とあるのは「別に定める期日」と、同条第二項を「第五条第二項」に改める。

第九条中「歳入予算成立通知書（第一号様式）及び歳出予算成立通知書（第二号様式）により、」を削る。

第十一条第一項中「予算執行（変更）計画書（第三号様式）を作成し、」を「予算執行（変更）計画書を」に改める。

第十二条第一項及び第二項を次のように改める。

総務部長は、予算の成立後、必要な調整を行い、歳出予算を配当するものとする。

2 総務部長は、歳出予算の配当を行ったときは、部長及び会計管理者に通知しなければならない。

第十二条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とする。

第十三条中「第五号様式」を「第一号様式」に改める。

第十五条第一項中「歳出予算配当通知書（第六号様式）」を「歳出予算配当替通知書（第二号様式）」に改める。

第十六条第一項中「歳出予算流用申請書兼歳出予算配当要求書（第七号様式）を作成し、総務部長に提出しなければ」を「歳出予算の流用及び配当を総務部長に申請しなければ」に改め、同条第二項中「歳出予算流用申請書兼歳出予算配当要求書の提出」を「歳出予算の流用及び配当の申請」に改め、同条第三項中「第八号様式」を「第三号様式」に改める。

第十七条第一項中「歳出予算流用申請書兼歳出予算配当要求書を作成し、総務部長に提出しなければ」を「歳出予算の流用及び配当を総務部長に申請しなければ」に改め、同条第二











(中葉)

原 符

4 4 大分県

収納先所属

払込の内容

払込市町村名

収納実績

年 月分

年度	区分	システム区分

払込金額 円

領収日付印

(金融機関保存)

(下葉)

領収済通知書

4 4 大分県

収納先所属

払込の内容

払込市町村名

収納実績

年 月分

年度	区分	システム区分

払込金額 円

取りまとめ店：大分銀行県庁内支店

領収日付印

(大分県保存)

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

一三

第51号様式の7(第25条関係)

個人県民税・森林環境税の決定状況報告書												
大分県		県税事務所長 殿						第 年 月 日 号				
年度分								市町村長				
個人県民税及び森林環境税を決定したので下記のとおり報告します。(金額単位 円)												
納		税				義		務			者	数
均等割額のみ		所得割額のみ		均等割と所得割の合計額		計		森林環境税				
( )		( )		( )		( )		( )				
人		人		人		人		人				
県民税・市町村民税及び森林環境税の課税額 (12月分)												
区分	県民税課税額			市町村民税課税額			県市町村民税合計	森林環境税	県市町村民税及び森林環境税合算額			
	件数	税額		件数	税額		税額	税額	税額			
普通徴収分		均等割	所得割	計		均等割	所得割	計				
特別徴収分	給与											
	老齢基礎年金等											
	計											
	合計											
所属年度が翌年度となる特別徴収税額		県民税額	市町村民税額	森林環境税額	計	納税通知書及び通知書の枚数		納税通知書	通知書			
特率 の あ い わ せ の 計 算 分 算	区分			県民税	市町村民税	県市町村民税合計	森林環境税額	県市町村民税及び森林環境税合算額				
	前年度調定のうち当該年度の収入となるべき額											
	特別徴収分のうち当該年度の収入となるべき額											
	普通徴収年税額											
	計			(イ)		(ロ)	(ハ)	(ニ)				
特定あん分率(令和6年度以降の課税に適用)			(イ)/(ニ)				(ハ)/(ニ)					
特定あん分率(令和5年度以前の課税に適用)			(イ)/(ロ)									

注 1 「納税義務者数」欄のかつこ内には、市町村民税に係る納税義務者数を記載すること。  
 2 条例第31条の2及び法第328条の規定によつて課する所得割に係るものについては、記載しないこと。  
 3 「特別徴収分」のうち「老齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2及び第321条の7の8の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。





第51号様式の8（その1） 付表1

区 分		過少申告加算金 不申告加算金 調 定 徴 収 状 況 重 加 算 金 (金額単位 円)												
		調 定 額			徴 収 額			不 納 過 誤 徴 徴 滞 納 欠 損 額 納 額 未 済 額 猶 予 額 処 分 の 止 額	備 考					
		前 月 まで分	本 月 分	計	前 月 まで分	本 月 分	計							
過 少 申 告 加 算 金	現 年 課 税 分	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												
	滞 納 繰 越 分	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額												
		県 民 税 に 係 る 額												

令和六年三月二十九日

合 計	縣市町村民税合算額に係る額												
	県 民 税 に 係 る 額												
不 申 告 加 算 金	現 年 課 税 分	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
	滞 納 繰 越 分	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
	年 度	縣市町村民税合算額に係る額											
		県 民 税 に 係 る 額											
合 計	縣市町村民税合算額に係る額												
	県 民 税 に 係 る 額												

大分県報号外（規則）

令和六年三月二十九日

重 加 算 分 内 訳 金	現 年 課 税 分	縣市町村民税合算額に係る額																				
		県 民 税 に 係 る 額																				
	滞 納 繰 越 分	縣市町村民税合算額に係る額																				
		県 民 税 に 係 る 額																				
	滞 納 繰 越 分	年 度	縣市町村民税合算額に係る額																			
			県 民 税 に 係 る 額																			
		年 度	縣市町村民税合算額に係る額																			
			県 民 税 に 係 る 額																			
	合 計	縣市町村民税合算額に係る額																				
		県 民 税 に 係 る 額																				

大分県報号外(規則)

第51号様式の8(その1) 付表2

県民税調定額変更(増減) 月中 明細書

市町村

異動内訳		増 額 分					減 額 分					差 引 計		
		均 等 割		所 得 割		計	均 等 割		所 得 割		計	均等額	所得割	計
		納 税 者 数	調 定 額 (イ)	納 税 者 数	調 定 額 (ロ)	調 定 額 (ハ)	納 税 者 数	調 定 額 (ニ)	納 税 者 数	調 定 額 (ホ)	調 定 額 (ヘ)	(イ)-(ニ)	(ロ)-(ホ)	(ハ)-(ヘ)
異動事由	異動内訳	人	円	人	円	円	人	円	人	円	円	円	円	円
既 調 定 済 の 分 異 動	縣市町村民税 及び森林環境 税の合算額													
(リ)に係る分 を除外。(ト)	県 民 税 額													
随 時 新 規 分 課 税	縣市町村民税 及び森林環境 税の合算額													
(リ)に係る分 を除外。(チ)	県 民 税 額													
退 職 所 得 分 離 課 税 分	縣市町村民税 及び森林環境 税の合算額													
(リ)	県 民 税 額													
計 (ト)+(チ)+(リ)	縣市町村民税 及び森林環境 税の合算額													
	県 民 税 額						(ワ)		(カ)	(ヨ)				
備 考	異動内訳	法第41条第1項の規定に基づくもの (ヌ)										(ワ)の具体的事由		
		法第45条の規定に基づくもの (ル)												
		その他の事由によるもの (ヲ)												
		計 (ヌ)+(ル)+(ヲ)						(ワ)		(カ)	(ヨ)			

個人県民税・森林環境税に係る滞納状況報告書

大分県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市 町 長  
村

下記のとおり報告します。  
( 年 5月31日現在)

(金額単位：円)

年度	区分	収入未済額		収入未済額の内訳													
		件数	税額	差押中		滞納処分の停止中		徴収猶予中		換価の猶予中		交付要求中		その他			
				件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																
	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																
	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																
	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																
	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																
計	縣市町村民税及び森林環境税																
	森林環境税																
	県民税																

第五十一号様式の九の二中 「県民税」 「県民税」  
 市町村民税 や 市町村民税 に代め、 「係る地方団体の  
 森林環境税」 森林環境税  
 「徴収金」の次に「並びに森林環境税に係る徴収金」を、 「する地方団体の徴収金」の次に  
 「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同様式の付表を次のように改める。

第51号様式の9の2(付表)

整理番号	滞納者		年度	期別	納期限	督促状発付年月日	県民税・市町村民税					森林環境税		滞納処分費	備考
	住(居)所	氏名					税額	督促手数料	延滞金額	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	税額		
					・	・	円	円	法律による金額(円)	円	円	円	円	法律による金額(円)	法律による金額(円)
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									
					・	・									

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

様式記載要領

- 徴収引継(引受)書の「備考」欄には、県の徴税吏員が徴収の引継ぎをする場合において、滞納処分を続行する地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(以下「徴収金」という。)について必要な事項を記載すること。
- 不動産登記令第7条第1項第2号にいう「代理人の権限を証する情報」とは、3に掲げる場合を除き、この徴収引継書の写しに徴収の引継ぎをした旨の市町村の徴税吏員の証明を受けたものであること。
- 県の徴税吏員が一定の期間終了後に滞納処分を続行する徴収金について登記を囑託する場合においては、2の書面に加え、一定の期間終了後に市町村の徴税吏員から受けた徴収引受書の写しに徴収の引受をした旨の市町村の徴税吏員の証明を受けたものを添付することが必要であること。  
 なお、一定期間終了後に行う徴収の引継ぎ時における付表には、県の徴税吏員が市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをする徴収金に加え、県の徴税吏員が一定期間終了後に滞納処分を続行する徴収金についても、「備考」欄にその旨(記載例:「引き続き大分県が滞納処分を実施」など)を明示して記載すること。
- 2及び3における徴収引継(引受)書の付表を「代理人の権限を証する情報」とするには、登記の囑託に関係する部分の抜粋のみで足りるものであること。
- 付表については、滞納者及び納期限を異にするごとに別欄に記載すること。
- 徴収の引継ぎの際、まだ督促をしていないもの、既に徴収の猶予又は換価の猶予をしているもの等については、付表の「備考」欄にその旨を記載すること。

第五十一号様式の十を次のように改める。

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

第51号様式の10(第26条関係)

令第57条の4の2第2項又は第5項の規定による3月31日 現在によつて算定したあん分率についての報告書						
大分県 県税事務所長殿					第 号	
年度分 下記のとおり報告します。					年 月 日	
(金額単位 円)					市 町 村	長
区 分	県 民 税	市 町 村 民 税	県市町村民税 合計	森 林 環 境 税	県市町村民税及び 森林環境税合計	
個人 の 県 民 税 等 の 納 税 義 務 者 数	人	人		人		
課 税 額	普通徴収分課税額 (イ)					
	特別徴収分 課税額	前年度調定のうち当該年度の収入となるべき額 (ロ)				
		当該年度調定のうち当該年度の収入となるべき額 (ハ)				
	退職所得の分離課税額 (ニ)					
	計 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)	(ホ)		(ヘ)	(ト)	(チ)
あん分率 (令和6年度以降の課税に適用)	(ホ) / (チ)			(ト) / (チ)		
あん分率 (令和5年度以前の課税に適用)	(ホ) / (ヘ)					

注 「あん分率」は、円単位まで正確に算定できるくらいまで算出すること。



第五十一号様式の十一中「区市町村民税の合算額」を「区市町村民税及び森林環境税の合算額」に改め、同様式の注中「区市町村民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同様式の注を同様式の注二とし、同様式に注一として次のように加える。  
 注1 「3月31日現在あん分率」は、第51号様式の10で算定したあん分率を使用すること。  
 第五十一号様式の十二を次のように改める。

第51号様式の12(第26条関係)

個人県民税・森林環境税の清算計算に係る報告書		第 年 月 日	
大分県 県税事務所長殿		市 町 村	長
下記のとおりに報告します。(金額単位 円)		年度分	
区 分	税 額	延 滞 金	計
本年度中に <u>区市町村</u> が徴収した2月末日現在の <u>区市町村民税</u> 及び <u>森林環境税</u> との徴収金の合算額	(ロ)		
3月31日現在のあん分率により <u>県</u> に払い込むべき額(ロ)×(イ)	(ハ)		
3月10日までに <u>県</u> に払い込むべき額	(ニ)		
差引清算による過不足額 (ハ)-(ニ)	(ホ)		
4月10日までに <u>県</u> に払い込むべき金額	3月徴収分×3月31日現在のあん分率	(ヘ)	
	清算による過不足額(ホ)の額	(ト)	
	3月10日までに <u>県</u> に払い込むべき額のうち払い込み過不足額	(チ)	
計	(ハ)±(ト)±(チ)		

区 分	税 額	延 滞 金	計
本年度中に <u>区市町村</u> が徴収した2月末日現在の <u>区市町村民税</u> 及び <u>森林環境税</u> との徴収金の合算額	(ロ)		
3月31日現在のあん分率により <u>県</u> に払い込むべき額 (ロ)×(リ)	(ヌ)		
2月末日までの過誤納金(税額と延滞金の合算額にあん分率を乗じたもの累計)	(ル)		
2月末日までの還付加算金(あん分率を乗じたもの累計)	(ワ)		
差引による3月31日現在のあん分率により払い込むべき額 (ヌ)-(ル)-(ワ)	(ヅ)		
3月10日までに <u>県</u> に払い込むべき額	(カ)		
差引清算による過不足額 (ヅ)-(カ)	(ヨ)		
4月10日までに <u>県</u> に払い込むべき金額	3月徴収分×3月31日現在のあん分率	(ク)	
	清算による過不足額(ヨ)の額	(レ)	
	3月分の過誤納金(税額と延滞金の合算額にあん分率を乗じたもの)	(シ)	
	3月分の還付加算金(あん分率を乗じたもの)	(ツ)	
	3月10日までに <u>県</u> に払い込むべき額のうち払い込み過不足額	(ネ)	
計	(ク)±(レ)-(シ)-(ツ)±(ネ)		

注 現年課税分、滞納繰越分(各年度ごと)を別紙とすること。

第五十一号様式の十四を次のように改める。

第51号様式の14 削除

第五十一号様式の十五中「及び市町村民税」を「・市町村民税及び森林環境税」に、「月分の市町村民税」を「月分の県民税・市町村民税及び森林環境税」に、「及び個人の市町村民税」を「・市町村民税及び森林環境税」に改める。

第五十五号様式の三中「納入（納付）書」を「納付（納入）書」に改める。

第五十七号様式の五の四中「法において準用する国税反則政務法の規定により通告処分（料率に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を「法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分」に改める。

（大分県会計規則の一部改正）

第二条 大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九号第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 森林環境税

第九号第二項中「個人県民税払込書」の下に、「個人県民税・森林環境税払込書」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（改正前の大分県税条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の大分県税条例施行規則第五十一号様式、第五十一号様式の七、第五十一号様式の八、第五十一号様式の八附表一、第五十一号様式の八附表二、第五十一号様式の九、第五十一号様式の九の二、第五十一号様式の九の二（付表）、第五十一号様式の十、第五十一号様式の十一、第五十一号様式の十二及び第五十一号様式の十五の規定による用紙は、当分の間、使用することができる。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十二号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年大分県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）及び介護保険法施行規則（以下「旧法施行規則」という。）」を削る。

第二条第三項を削る。

第四条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第七條中「第五條第一項」を「法第四十一條第一項本文、第四十八條第一項第一号若しくは第五十三條第一項本文若しくは法第九十四條第一項若しくは第七條第一項」に、「前条第一項」を「法第七十條の二第一項（法第一百五條の十一において準用する場合を含む。）」、第八十六條の二第一項、第九十四條の二第二項若しくは第八十八條第一項」に改め、「者」の下に「又は施設」を加え、同條を第五條とする。

第七條の二から第十四條までを削る。

第十五條第一項中「第五條第一項に規定する指定又は許可を受けた」を「前條に規定する」に改め、同條を第六條とする。

第十五條の二中「第十三号様式」を「第四号様式」に改め、同條を第七條とする。

第十五條の三中「第十三号様式」を「第五号様式」に改め、同條を第八條とする。

第十五條の四中「第十三号様式」を「第四号様式」に改め、同條を第九條とし、第十五條の五を第十條とする。

第十六條中「第十四号様式」を「第六号様式」に改め、同條を第十一條とする。

第十七條中「第十五号様式」を「第七号様式」に改め、同條を第十二條とする。

第十八條中「第十六号様式」を「第八号様式」に改め、同條を第十三條とする。

第十九條中「第十七号様式」を「第九号様式」に改め、同條を第十四條とする。

第二十條中「第十八号様式」を「第十号様式」に改め、同條を第十五條とする。

第二十一條中「第十九号様式」を「第十一号様式」に改め、同條を第十六條とし、第二十二條を第十七條とする。

別表を削る。

第一号様式から第三号様式までの規定中「㊟」を削る。

第四号様式から第十三号様式までを削る。

第十三号様式の二中「第15條の2、第15條の4關係」を「第7條、第9條關係」に、「代表者名」を「代表者名 印」に改め、同様式を第四号様式とする。

第十三号様式の三中「第15条の3関係」を「第8条関係」に、「代表者名」に改め、「代表者名」に改め、同様式を第五号様式とする。

第十四号様式中「第16条関係」を「第11条関係」に改め、「㉔」を削り、同様式を第六号様式とする。

第十五号様式中「第17条関係」を「第12条関係」に改め、「㉕」を削り、同様式を第七号様式とする。

第十六号様式中「第18条関係」を「第13条関係」に改め、「㉖」を削り、同様式を第八号様式とする。

第十七号様式中「第19条関係」を「第14条関係」に改め、「㉗」を削り、同様式を第九号様式とする。

第十八号様式中「第20条関係」を「第15条関係」に改め、「㉘」を削り、同様式を第十号様式とする。

第十九号様式中「第21条関係」を「第16条関係」に改め、「㉙」を削り、同様式を第十一号様式とする。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第一号様式から第十九号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十三号

#### 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

##### る規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の注3の(1)のイ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第一号様式中「感染症対策課」を「健康政策・感染症対策課」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行し、改正後の別表第一の注3の(1)のイの規定は、令和五年四月一日から適用する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十四号

#### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の三の次に次の二条を加える。

（親子再統合支援事業等の開始の届出等）

第九条の三の二 法第三十四条の七の二第二項の規定による届出は、親子再統合支援事業等開始届出書（第十号様式の五の二）により行わなければならない。

2 法第三十四条の七の二第三項の規定による届出は、親子再統合支援事業等変更届出書（第十号様式の五の三）により行わなければならない。

3 法第三十四条の七の二第四項の規定による届出は、親子再統合支援事業等 廃止届出書（第十号様式の五の四）により行わなければならない。

（妊産婦等生活援助事業の開始の届出等）

第九条の三の三 法第三十四条の七の五第二項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書（第十号様式の五の五）により行わなければならない。

2 法第三十四条の七の五第三項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届出書（第十号様式の五の六）により行わなければならない。

3 法第三十四条の七の五第四項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業 廃止届出書（第十号様式の五の七）により行わなければならない。

第三号様式の二の付表一から付表三までを次のように改める。

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）







児童発達支援	放課後等デイ	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援						

同表を同様式の付表六（ヤの二）とし、同様式の付表七（ヤの二）中

「指導員」や「その他の従業者」

理学療法士又は作業療法士	言語聴覚士	機能訓練担当職員	訪問支援員	栄養士	調理員	その他の従業者
--------------	-------	----------	-------	-----	-----	---------

機能訓練担当職員	訪問支援員	栄養士	調理員			
----------	-------	-----	-----	--	--	--

同表を同様式の付表六（ヤの二）とし、同様式の付表八中「心理指導担当職員」や「心理担当職員」

職業指導員	専従				
職業指導員	専従				

職業指導員	専従				
専従	兼務				

居室	調理室	浴室	便所	医務室	静養室
職業指導に必要な設備	遊戯室	遊戯室	訓練室	音楽に関する設備	
身体の不自由を助ける設備			映像に関する設備		
屋外訓練場					

居室、職業指導に必要な設備、身体の不自由を助ける設備、屋外遊戯場	調理室、遊戯室、映像に関する設備、	浴室、遊戯室、	便所、支援室、	医務室、音楽に関する設備、	静養室、
----------------------------------	-------------------	---------	---------	---------------	------

「登記事項証明書又は条例等、建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示すること。）、設備・備品等一覧表、管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、児童福祉法第24条の9第3項において準用する児童福祉法第21条の5の15第3項各号（同項第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、協力医療機関との契約内容が分かるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規他参考になるもの」や「同表を同様式の付表六（ヤの二）中「心理指導担当職員」や「心理担当職員」

訓練室	浴室	静養室	屋外訓練場	ギアズ室
特殊工芸の作業を指導するのに必要な設備			義肢装具を製作する設備	
身体の不自由を助ける設備				
*医療法に規定する病院として必要な設備を設けてあること。				

支援室、	浴室、	静養室、	屋外遊戯場、	ギアズ室、
特殊工芸の作業を支援するのに必要な設備、			義肢装具を製作する設備、	
身体の不自由を助ける設備				
*医療法に規定する病院として必要な設備を設けてあること。				

「登記事項証明書又は条例等、医療法7条の許可を受けた病院であることを証する書類、建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示すること。）、設備・備品等一覧表、管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、児童福祉法第24条の9第3項において準用する児童福祉法第21条の5の15第3項各号（同項第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規他参考になるもの」や「同表を同様式の付表六（ヤの二）中「心理指導担当職員」や「心理担当職員」



第3号様式の3(第4条の2関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地：

事業者 法人名：

代表者氏名：

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した施設	事業所番号	
	名称	
名		
所在地		
支援の種類		
担当者		
電話番号		
メールアドレス		
変更があった事項	チェック	変更の内容
1. 事業所(施設)の名称	<input type="checkbox"/>	(変更前)
2. 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	<input type="checkbox"/>	
3. 申請者(設置者)の名称	<input type="checkbox"/>	
4. 主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>	
5. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<input type="checkbox"/>	
6. 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	<input type="checkbox"/>	
7. 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること	<input type="checkbox"/>	
8. 事業所(施設)の平面図及び設備の概要	<input type="checkbox"/>	(変更後)
9. 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<input type="checkbox"/>	
10. 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<input type="checkbox"/>	
11. 主たる対象者	<input type="checkbox"/>	
12. 運営規程	<input type="checkbox"/>	
13. 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	<input type="checkbox"/>	
14. 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する事項	<input type="checkbox"/>	
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 該当項目にシ(チェック)を入れてください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第十号様式の五の次に次の六様式を加える。

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

第10号様式の5の2(第9条の3の2関係)

親子再統合支援事業等開始届出書

大分県知事 殿 年 月 日

住所  
氏名  
[法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名]

親子再統合支援事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
意見表明等支援事業  
を開始したので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により下記  
のとおり届け出ます。

記

1	事業の種類	
2	事業の内容	
3	経営者の氏名(名称)	
4	経営者の住所(所在地)	
5	定款その他の基本約款	別添のとおり
6	職員の定数及び職務の内容	職務の内容 定数(人)
7	主な職員の氏名及び経歴	職 種 氏 名 経 歴
8	当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	
	名称	
	種類	
	所在地	
9	事業開始予定年月日	

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

第10号様式の5の3(第9条の3の2関係)

親子再統合支援事業等変更届出書

大分県知事 殿 年 月 日

住所  
氏名  
[法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名]

親子再統合支援事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
意見表明等支援事業  
の届出事項について、変更したので児童福祉法第34条の  
7の2第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

第10号様式の5の4(第9条の3の2関係)

親子再統合支援事業等  
届出書  
大分県知事 殿

年 月 日

住所  
氏名  
[法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名]

親子再統合支援事業  
社会的養護自立支援拠点事業  
意見表明等支援事業  
を  
休止  
したので、児童福祉法第34条の7の2第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

休止・休止予定年月日	年 月 日
休止・休止の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日～年 月 日

備考

「休止・休止」のうち該当するものに○を付してください。

第10号様式の5の5(第9条の3の3関係)

妊産婦等生活援助事業開始届出書  
大分県知事 殿

年 月 日

住所  
氏名  
[法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名]

妊産婦等生活援助事業を開始したので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の種類	
2 事業の内容	
3 経営者の氏名(名称)	
4 経営者の住所(所在地)	
5 定款その他の基本約款	別添のとおり
6 職員の定数及び職務の内容	職務の内容 定数(人)
職 種	
職 種	
職 種	
7 主な職員の氏名及び経歴	職 種 氏 名 経 歴
職 種	
職 種	
職 種	
8 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	
名称	
種類	
所在地	
9 事業開始予定年月日	

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

第10号様式の5の6（第9条の3の3関係）

妊産婦等生活援助事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

妊産婦等生活援助事業の届出事項について、変更したので児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 内 容		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

第10号様式の5の7（第9条の3の3関係）

妊産婦等生活援助事業

廃止 届出書  
廃止

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

妊産婦等生活援助事業を 廃止 したいので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

廃止・休止予定年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現に便宜を受けている者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考

「廃止・休止」のうち該当するものに○を付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の児童福祉法施行細則第三号様式の二及び第三号様式の三による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三十三條第七項」を「第三十三條第九項」に改め、「入院届」の下に「及び入院期間更新届」を加え、同条第八号中「第三十三條の七第五項」を「第三十三條の六第五項」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 法第三十八條の三第一項の規定による通知 措置入院決定報告書

第十一条第一項及び第二項中「第三十三條の七第一項」を「第三十三條の六第一項」に改め、同条第三項中「第三十三條の七第二項後段」を「第三十三條の六第二項後段」に改める。

第十二条中「第三十三條の七第一項」を「第三十三條の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。